- 1 会議名 全員協議会
- 3 場所 第2·第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 市長 久保田桂朗、副市長 柴田義晴、教育長 野木森広総務部長 中村定秋、総務部専門監 奥井博昭、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 長谷川忍秘書企画課長 秋田伸裕、同企画政策グループ主幹 小出健二、協働安全課長 小松浩、同防災安全グループ統括主査 水野功一、行政課長 佐野剛、同行政グループ主幹 兼松英知、同財政グループ主幹 酒井寿、消防本部消防署長 伊藤真澄、同副署長 伊藤徹、学校教育課長 近藤玲子
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 7 議長あいさつ
- 8 市長あいさつ
- 9 報告事項
- (1) 執行機関からの報告
- 消防長報告:8月10日東町白山において住宅火災が発生した。17時35分通報、17時44分に現場到着、火災の鎮火は20時15分、死者1名であった。
  - ① 9月定例会に提出予定の議案について
- 各部長:資料に基づき説明。一般会計の補正後の留保財源は 702,000 千円 程度となる見込み。

### 【確認】

堀議員:監査委員の関戸議員に監査の内容についてお尋ねする。土地所有 者から返してほしいということがあって、監査の中で、もともとそうい う権利はあるのかないのかについて、議論はあったのか。

関戸議員:監査報告書に書いていないことについて発言はできない。

堀議員:8日付けと16日付けで住民監査請求が2件提出されているが、監査では2つの内容が同じ案件であるため2つを併せて審査したということでいいか。

関戸議員:質問の内容が不明である。2つ併せてとはどういう意味か。

堀議員:陳述は違う人が行っており、途中からはほとんど同じ文章で結果 や報告が書かれているということでよろしいか。

関戸議員:質問の意図が理解できないが、書かれている通りである。

- 堀議員:たとえば6月8日付けの監査請求は、請求や陳述内容を見ると、 岩倉市の損害は、産業廃棄物を処理する資力がなかったと仮定して、今 回の土地売買代金17,178,699円との差額15,460,829円を損害金だとし て岩倉市長と愛知県に支払いを求めている。一方で6月16日付けの監査 請求は、処理費全体との差額を損害額だとしている。市の顧問弁護士は、 撤去費用の全額を旧所有者に請求することは権利の乱用にあたるとして いると書かれている。それら意見を踏まえて、監査の結果では全額を旧 土地所有者が支払うべきだとして、3者による合意をしたこと自体が、 それで岩倉市に損害が発生したと認定して、肩代わりした市長に請求せ よとの判断をしているが、二人の監査委員がいて、合議制の機関として、 顧問弁護士らの意見のすり合わせをどのように行ったのか。
- 関戸議員:書いてあること以外は、合議制であるため、個人的な発言は控 える。
- 堀議員:市に聞きたい。顧問弁護士の考え方が、市が各旧地権者に土地売 買代金を超える額の負担を求めることは権利の乱用になると書いてある。 議会が補正予算の説明で聞いてきたのは5割であり、処理費の全額の負 担を求めるのは権利の濫用であると言っていたが、この記述の違いは何 か。
- 建設部長:顧問弁護士との協議の結果を記載している。これまで説明した 内容と変わるものではないと認識している。
- 堀議員:12月の補正予算の時から、顧問弁護士は、5割程度を負担するのが常識的で、処理費全体の1億超を請求することは職権の乱用にあたるという説明を聞いてきた。ここに書いてあるのは、土地売買代金を超える負担を求めること、と言葉が変わっている。全額を求めることと、土地売買代金を超える額の負担を求めることは違うのではないか。
- 建設部長:これまでも、土地売買代金を超える負担を求めることが権利の 乱用という認識で説明してきた。
- 堀議員:12月議会の補正予算を審議した中では、旧土地所有者が誰かについては明らかにされていなかった。知っている議員もいたらしいが、そういった情報を12月議会の時点で知っていたら、予算審議の内容が変わっていた可能性もあると思う。なぜ説明しなかったのか。
- 建設部長:特に理由はない。土地所有者がどういった方かによって審議内容が変わるという認識はない。
- 井上議員:別件で、石仏駅の土地の無償譲渡だが、譲渡されていない土地 があるが、理由を聞きたい。
- 総務部長:今回の譲渡は駅舎が建っている部分である。 2番の 2.3 ㎡の土地は、市の赤道を分筆して譲渡するものである。

堀議員:監査の中で、市は、市が全額処理費用を負担することは議会や市民の納得を得られないと言っている。その後に先ほどの、市の顧問弁護士が撤去費用の全額を旧所有者に負担を求めることは権利の乱用にあたる、と続く。今回の議案は議会や市民の納得を得られないことを議決してほしいという内容になっていると感じるが、11 月 20 日の時のやりとりの考え方とどう変わったのか。

建設部長:監査結果に基づいた議案である。

堀議員:この問題はとても複雑で、議決するには 100 条委員会を立ち上げ ないと無理だ。是非、議長の発議で 100 条委員会を開いてほしい。

## ②その他

(岩倉市制 50 周年記念事業の事業期間について)

秘書企画課長:様々な記念事業を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の関係でほとんど実施できていない。市制 50 周年記念事業推進本部会議を開催し、事業期間の延長を決定した。市制 51 周年を迎える前日の令和4年 11 月 30 日まで期間を延長する。本年度中止した事業も含め、来年度実施する方向で今後調整する。

## 【質疑】

なし

(令和3年度岩倉市防災訓練について)

協働安全課長:9月26日(日)に北小学校区を対象とし、実施を予定している。しかし、訓練参加人員はコロナ禍を鑑み規模縮小とし、人数制限をしたい。各行政区から3名以内、市職員は1次現地班16名。訓練指導にあたる消防署員も含めて50名以内で実施したい。昨年に引き続き、市議会議員の参加、観覧はご遠慮いただきたい。

# 【質疑】

大野議員:北小学校は体育館建設工事の関係で使用範囲が限られるが、ど のような想定か。

協働安全課長:グラウンド及び市立体育館の両方を使用した実践的な訓練 を考えている。

(教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及 び評価の結果に関する報告書について)

学校教育課長:令和2年度の点検・評価について、これまでと同様に岩倉

市教育振興基本計画の施策に基づく個々の具体的な取組み内容を点検の対象として、教育委員会の各課において自己評価を行った。この自己評価に対しては7月16日及び7月20日に岩倉市教育振興基本計画推進委員会評価部会を開催し、点検及び評価を審議した。今後は評価部会での点検及び評価結果、並びに講評に関することについて、8月23日に開催される定例教育委員会に議案として提出する。市議会には9月議会の初日に報告書として配付を予定している。広報いわくら10月号及び市ホームページで公表予定。

## 【質疑】

なし

(大雨に係る市内の被害状況について)

協働安全課長:8月13日から15日の大雨における市内の被害状況等について報告する。8月13日(金)午後10時28分に洪水警報が発令された。翌14日(土)午前5時22分に解除されている。また、14日18時42分に洪水警報が再度発令され、翌15日午前10時27分に解除された。気象情報については、本市の時間最大雨量としては、13日22時に22ミリの最大雨量が計測されている。また14日は0時01分に26ミリ、15日は午前3時45分に4.5ミリの雨量が計測された。災害対策本部の経過としては、13日においては警報発令と同時に協働安全班、建設設備班、消防班にて対応した。また13日は消防団に対し、消防から待機命令のメールを送信した。14日には警報と同時に災害対策本部を設置し、協働安全班、消防班で対応した。市内の被害はなし。避難所開設もしていない。五条川の越水もなかった。道路冠水については、13日に東町休憩所付近で約10センチ、名草線の岩倉新橋のアンダーパスで30センチの冠水があった。

### 【質疑】

木村議員:水防団待機のメールが届いたが、解除のメールが届いていない。 消防長:解除のメールも送信したことを確認している。

(2) その他

なし

10 協議事項

なし

# 11 その他

木村議員:冒頭で議長より新聞報道されたことについて陳謝すると言われ

たが、行為については不適切であるとか、どのように考えるか。

伊藤議長:問題ないと思っている。